

# 意見書

平成 23 年 1 月 21 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1

氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう

代表取締役社長 エリック・ガン

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1

氏 名 イー・モバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう

代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先

[Redacted contact information]

「電気通信分野における競争状況の評価に関する実施細目2010(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

はじめに

今回は「電気通信分野における競争状況の評価に関する実施細目2010(案)」において、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

【総論】

当社としましては、以下に述べる観点が特に重要と考えおり、これらの観点をふまえ各項目について意見を述べさせていただきます。

### 1、「光の道」を反映した取組みを行うべき

#### (1)FTTH市場におけるサービス競争について

- ・ 光の道構想実現に向けて取り纏め(平成22年11月30日)では、FTTH市場においても設備競争とサービス競争が進展することにより利用者利益の最大化を図るべきとしています。当社としては、光アクセス網のオープン化(接続料・提供形態)とFTTHへのマイグレーションについてはサービス競争の進展において最大の課題として考えており、2010年度の競争評価実施において分析を行うことが必要だと考えます。

#### (2)総合的な市場支配力に着目した規制の検討

- ・ 「光の道」構想実現に向けた工程表(総務省:平成22年12月24日公表)では、「(6)今後の市場環境の変化への対応」が競争政策の推進として挙げられています。グループ企業の市場横断的な支配力について、ブランド、売上、収益などの指標をとり、その影響を分析する必要があると考えます。

### 2、無線データ端末への消費者選考の変化について

- ・ 戦略的評価として「携帯電話端末、スマートフォン、タブレットPCの需要代替性の調査」を取り上げることに賛成します。特に、わが国におけるモバイルブロードバンドの進展及び、多様なプラットフォームサービス、クラウドなどの新たなサービスがもたらす消費者選好の変化を分析し、インターネット接続サービスや端末に関する需要代替性を調査することは有益であると考えます。

### 3、移動体通信市場における競争力と周波数について

- ・ 従来の3Gサービスから3.9Gサービスへの転換期を迎え、高速サービスの需要拡大やトラフィック増加といった傾向を踏まえて、割当て周波数による移動体事業者の市場競争力についても分析を行うべきと考えます。

・【各論】

頁	段落	意見
1	1-1	<p>【総務省案】</p> <p>1-1 定点的評価</p> <p>定点的評価の対象は、2009年度に引き続き、①固定電話、②移動体通信、③インターネット接続及び④法人向けネットワークサービスの4領域とする。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの市場支配力の指標としては、契約数のシェアだけでなく収入シェアについても分析していただけるよう要望します。</li> <li>・ 「光の道」において「総合的な市場支配力に着目した規制の検討」が競争政策の推進として掲げられています。実施細目においては、「総合的な市場支配力」として、NTT殿のグループドミナンスについてグループの収入及び契約数のシェアなどを他社グループと比較し、ドミナント性を勘案したうえで市場支配力を評価していくのがよいと考えます。</li> <li>・ 「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離における公正有効競争条件(郵政省・日本電信電話株式会社：平成4年4月)」において明確化されているように、「NTTドコモは、可能な限り、NTT東西と別個の伝送路を構築する」、「NTT東西とNTTドコモとの間において行われる鉄塔・局舎の使用、研究開発成果の利用等の取引条件並びにNTT東西との間の接続条件、事業者間精算、情報の開示等の条件については、移動体系新事業者と同一とする」、「NTT東西とNTTドコモは共同資材調達を行わない」など定められています。NTT東西殿が主体となる市場支配力の行使はもちろんのこと、NTTドコモ殿がNTT東西殿などのグループ会社と協業してサービスを提供する場合に、総合的な市場支配力を行使しないかどうかという観点で競争評価を行っていくべきと考えます。</li> </ul>
1	1-1	<p>【総務省案】</p> <p>1-1 定点的評価</p> <p>定点的評価の対象は、2009年度に引き続き、①固定電話、②移動体通信、③インターネット接続及び④法人向け</p>

21	別表2-7	<p>ネットワークサービスの4領域とする。</p> <p>別表2-7 FTTHサービス 調査対象者 FTTHサービスを提供する電気通信事業者 収集する情報 最終利用者向けサービスを提供するためのネットワークを構築するための回線設置又は素材としての電気通信役務等の調達方法等(H22.9末) →加入者系における、所有又はIRU、相互接続並びに卸電気通信役務(旧電気通信事業法における業務委託、約款外役務を含む)による所有又は調達について、所有数又は調達先事業者の名称及び加入者系伝送路に係る調達数(回線数等、地域別)</p> <p>【意見】</p> <p>● 光アクセス網のオープン化について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「光の道構想実現に向けて取り纏め(平成22年11月30日)」では、サービス競争の進展の観点から特にシェアードアクセス方式(1芯8分岐方式)については、接続料のあり方と利用実態について今後の検討課題として挙げられています。2010年度の競争評価実施においては、NTT東西殿のシェアードアクセス方式が、NTT東西殿による提供実態の調査をふまえつつ、サービス競争の進展に寄与しているかの検証が必要と考えます。</li> <li>・ また、2006年度の競争評価では戦略的評価のテーマとして「事業者間取引が競争状況に及ぼす影響に関する分析」が取りあげられました。「事業者間取引や卸市場については、競争政策上重要なテーマであり、諸外国でも卸市場の分析を行っていることから、2007年度以降の競争評価においても継続的に実施していくことが重要である。(p.361)」としています。「別紙2-7 FTTHサービス」の収集する情報として「最終利用者向けサービスを提供するためのネットワークを構築するための回線設置又は素材としての電気通信役務等の調達方法等(H22.9末)」を事業者は毎年データを提出しておりますので、ご活用いただけるよう要望します。</li> </ul> <p>● FTTHへのマイグレーションについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2009年度の競争評価では、「10年3月末時点のFTTH市場における契約数は1,778.9万であり、ADSL</li> </ul>
----	-------	--

		<p>からFTTHへのマイグレーションの進展により増加を続けているが、増加率は低下傾向にある。(p.50)」とされていることから、メタルから光への移行がFTTH市場の進捗に影響を与えていることが分かります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、サービス競争の促進によるFTTH市場の推進のためには、既存のメタル回線と同様な競争環境を構築し、光ファイバ回線へのパスを可視化できるしくみ作りが必要で、接続料金だけでなく、接続形態の確保が必須となります。2010年度の競争評価実施においては、FTTHへのマイグレーションの状況を検証し、今後の接続政策の検討に資する分析を行う必要があると考えます。</li> </ul>
2	1-2	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>1-2 戦略的評価</p> <p>2010年度は、2009年度の戦略的評価「電気通信サービスに係る消費者選好の変化に関する経時的分析」にあるとおり、FTTHと3G携帯電話の両方を利用している利用者の割合が2005年度以降増加を続けている中(2005年度10%→2009年度56%)、スマートフォン、タブレットPCといった新たな携帯端末が市場において注目され始めたことを踏まえ「携帯電話端末、スマートフォン、タブレットPCの需要代替性の調査」を取り上げることとする。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戦略的評価のテーマの1つとして「携帯電話端末、スマートフォン、タブレットPCの需要代替性の調査」を取り上げることについて賛成します。</li> <li>・ プラットフォームや端末のレイヤーにおいてグローバルな競争が加速されており、これまでの国内携帯電話市場で見られた垂直統合型ビジネスモデルとは異なるサンドイッチ市場を創出しております。特に、スマートフォン・タブレットPCに代表されるキャリアプラットフォームに依存しない端末は、グーグル、アップル、アマゾンといったプラットフォームレイヤーと、iPad、iPhone、アンドロイド、キンドルといった端末レイヤーと直接結びついて、ネットワークレイヤーに依存しない(3GやFWA、ISP(DSL・FTTH)などといった様々なネットワークを利用可能とする)接続形態でのサービスを需要サイドに提供しています。こういった需要サイドの利用実態の変化と共に利用するブロードバンド回線についての分析が必要と考えます。</li> <li>・ また、供給サイド側でのモバイルブロードバンドサービスやFMCサービスに関する分析も併せて必要と考えます。</li> </ul>

4-6	図1,2,3	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>図1 固定電話領域の市場画定  図2 移動体通信領域の市場画定  図3 インターネット接続領域の市場画定  (図は省略)</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>●総合的な市場支配力の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「光の道」において「総合的な市場支配力に着目した規制の検討」が競争政策の推進として掲げられています。</li> <li>・総合的な市場支配力について調査するためには、固定電話・移動体通信・インターネット接続の3分野を横断的にした市場画定と分析についても従来の分析と共に行うべきと考えます。</li> </ul> <p>●移動体通信市場における世界的な周波数再編の流れについての評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の3Gサービスから3.9Gサービスへの転換期を迎え、モバイルでもブロードバンド化が進んでいます。高速サービスの需要拡大やトラフィック増加に対応するため、世界的にも周波数再編計画が活発に議論され、将来のデータ通信需要を確保しようと動きがでています。</li> <li>・平成22年に英国では、900MHz帯は周波数伝播特性が屋内にもエリアカバーにも優れていることから、900MHz帯をもつ者ともたない者との間の、電波の割当て上の公平性の担保が議論となり、結局、最終的には、各事業者が現在保有する900MHz帯と1800MHz帯を、GSMだけでなく3Gにも即時使用できるようにすると同時に、800MHz帯と2.6GHz帯のオークションが実施された後の各事業者の周波数保有量の上限を設けることで、電波の公平な割当てを担保しようとする事になりました。  (出典:ICTワールドレビュー 2010年12月/2011年1月より)</li> <li>・このように新しい周波数割り当てを行う際は、電波の公平性確保が競争政策の一環として検討が行われており、我が国においても競争評価の指標として取り上げ、検討を深める必要があると考えます。</li> </ul> <p>●移動体通信市場における周波数帯域と競争力の関係についての評価</p>
-----	--------	---

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事例の1つとして、新興事業者である当社では、現在、周波数帯域幅、電波伝搬特性に優れている1GHz以下の帯域(プラチナバンド)や国際調和がとれた帯域を有していないなど、既存大手3事業者と比較して同等の競争環境にあるとは言えません。</li> <li>・ 2010年度の競争評価においては、プラチナバンドや国際調和の取れた周波数帯などについて、周波数帯毎のエリアカバー率、端末数(市場占有率)、基地局数、設備投資などを地理的市場(例えば、県単位など)ごとに経時的な観点も勘案し検証することにより、周波数帯が移動体事業者の競争力にどのような影響を及ぼすのか分析が必要だと考えます。なお、基地局数や設備投資などについて単純な比較が困難な場合は、地理的条件(都市部・ルーラル)、周波数伝搬特性といったものでモデルケースを作るなどの方法も考えられます。</li> </ul>
16	別表2-3	<p>【総務省案】 別表2-3 携帯電話・PHSサービス 【携帯電話・PHSサービス全般】</p> <p>①契約数 ②接続料</p> <p>【携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス】</p> <p>①契約数 ②料金(料金プラン別)</p> <p>【携帯電話・PHSインターネット接続サービス】</p> <p>①ブラウザを搭載した携帯電話・PHS端末から接続可能な公式サイト数(H22.9末)</p> <p>【意見】</p> <p>●キャリアチェンジ・端末の流動性に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 番号ポータビリティ制度や今後進展が期待されるSIMロック解除は、移動体通信市場の中でのキャリアチェンジと水平分業型のビジネスモデルを促進しますが、あらためて流動性(キャリアチェンジ)をとりあげ、競争状況をさらに分析することが必要と考えます。</li> <li>・ また利用者に対するアンケート調査のほか、事業者に対してSIMのみ契約数のデータを収集するなど、様々な角</li> </ul>

		<b>度で情報を収集する方法を検討すべきと考えます。</b>
--	--	--------------------------------